

平成14年9月11日

第9回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市計画局計画調整課

第9回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成14年9月11日 午後1時30分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 石川伯廣 地井昭夫 高井広行 山田知子 山本鐵男 村岡健二

イ 市議会議員 佐々木壽吉 鈴木君子 多田敏治 松平幹男 柳坪進

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 緒方陽三

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 高橋勉

オ 市民委員 岸田俊輔 高本祐 松村由江

以上 16名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 岡本友子 白井隆康

イ 市議会議員 金子和彦 下向井敏

(3) 傍聴人

なし

4 閉 会 午後2時45分

第9回広島市都市計画審議会

平成14年9月11日(水)

事務局(都市計画局参事) お待たせいたしました。それでは、ただ今から第9回広島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

審議に入ります前に、本審議会の委員さんの異動がございましたので、御報告申し上げます。お手元に資料2といたしまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

まず、6月11日をもって、学識経験者の8名の方と市民委員の3名の方の任期が終了いたしました。公募市民委員のお二人以外は、そのまま再任させていただきました。

また、公募市民委員につきましては、応募者の中から審査の結果、高本祐さんと松村由江さんのお二人を選定いたしまして、新たに就任いただいております。高本さんと松村さんです。こちらの方でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

次に、関係行政機関の職員として、国土交通省中国地方整備局長さんに就任いただいておりますが、7月の人事異動により藤本保さんが就任されております。本日は、御都合によりまして欠席されておまして、代理として地方事業評価管理官の緒方さんに出席いただいております。

さて、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせをさせていただいてますとおり、まず、第1号議案として公園の変更で、寺山公園の追加でございます。次に、第2号議案として道路の変更で、可部大毛寺線の変更でございます。

また、議案の審議に引き続きまして、「その他」といたしまして、「建築基準法等の一部を改正する法律について」と、「第4回都市計画総合見直しについて」など御報告をいたします。

それでは、石川会長さん、よろしく願いいたします。

会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日御出席いただいております委員の方は、20名中16名でございまして、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名したいと思います。本日の署名は、村岡委員さんと鈴木委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、審議に入らせていただきます。

第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画担当課長） それでは、第1号議案の広島圏都市計画公園の変更について御説明いたします。

前のスクリーンを御覧いただきたいと思います。これは、広島圏都市計画公園に、新規に総合公園として寺山公園を追加するもので、広島市決定に係る案件でございます。

まず、本市の公園・緑地整備に係る基本的考え方を、都市建設に関する上位計画での記載により御説明させていただきます。

広島市では、広島市基本構想に都市像として掲げています「国際平和文化都市」の理念のひとつとして、「恵まれた水と緑の自然環境を生かし、安全で、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境を創造していくとともに、市民が健やかでゆとりと生きがいを持って生き生きと暮らし、まちが賑わい人々が集う、豊かな文化と人間性をはぐくむ都市を目指す。」と定めております。

また、これに基づき策定しております第4次広島市基本計画では、「安全で、快適な美しい都市の形成」を掲げ、「公園緑地の整備に係る新たな目標の設定により、計画的な整備を推進する。」とし、総合公園などの都市基幹公園について「各区の整備水準の均衡を図り、機能、配置等に配慮した計画的な整備を行う。」としております。

そして、都市計画の観点から、「広島市の都市計画に関する基本的な方針（広島市都市計画マスタープラン）」で、「公園・緑地については、環境保全、景観形成、レクリエーション及び防災の視点を踏まえて、適切に配置、整備し、山・川・海といった恵まれた自然などの効果的な活用に配慮し、人々が憩い、安らぐ場を整備すること。」としています。

広島市では、このような基本的考え方のもとで、公園・緑地の整備を推進しているところでございます。

それでは、都市計画に定める都市施設のうち、公園が含まれます『公共空地』の概要について御説明いたします。

『公共空地』は、良好な市街地環境の形成を図るために必要なオープンスペースであり、大きく分類しますと、「公園」、「緑地」、「広場」、「墓園」等に分類することができます。このうち「公園」は、自然的環境により都市環境を改善し、都市に風格を与え、都市の防災

空間となり、レクリエーションやコミュニティーの活動の場として活用され、動植物の生育・育成空間となり、文化施設の保存・活用や、イベントをするなどの地域の活性化の拠点とするために都市に設けられる施設でございます。本市におきましては、広域のレクリエーション等の需要に対応する「広域公園」から住民の生活行動圏域に配置される「街区公園」まで7種類の計409箇所を都市計画決定しております。

今回の案件でございます寺山公園は、このうちの「総合公園」でございます。「総合公園」とは、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的として設けるものでございます。広島市では各区一ヶ所をベースに整備するよう考えておりまして、今回、安佐北区に、この寺山公園を計画したところでございます。

それでは、寺山公園の区域の決定についてその概要を御説明いたします。

まず、寺山公園の位置について御説明いたします。

こちらは、広島市全域を示した地図でございます。安佐北区は広島市の北に位置する区でございます。赤い四角で囲んだ部分が安佐北区の中心となる可部の市街地部分でございます。

こちらは、先ほどの可部の区域を拡大した図でございます。オレンジ色の部分が可部の市街地です。赤色の線が国道54号です。青色の線が根の谷川でございます。黄緑色の部分が寺山でございます。場所は、広島市安佐北区可部町上原でございます。これは上空から見た可部市街地部の写真でございます。寺山はこちらになります。今回、新規に総合公園として追加する区域は、寺山の南側のこの部分となっております。

これは、寺山の現況写真の撮影方向を示した図でございます。この順番に従って写真を映します。

これは、公園の東側の可部東亜ハイツから撮影した寺山でございます。赤色でお示ししています部分が、計画している公園の区域でございます。

これが東側の山のふもとから見た寺山でございます。

これが根の谷川の川下、つまり南側から見た寺山でございます。

これが根の谷川の側道、つまり西側から寺山を見上げたパノラマでございます。

こちらは、根の谷川の川下、つまり南側から見た寺山公園の完成時の鳥瞰図でございます。

寺山の地形といたしましては、南の部分が小山状になっております。北の方は台地状になっております。今回の計画では、市民に親しまれている小山部分などの自然をできるだ

け残すことにより、より自然に親しみやすい公園とすると共に、スポーツ・レクリエーション等が可能な多目的広場などを整備することにより、総合公園としての機能を高める計画としております。

寺山の周辺には、寺や神社などが数多く散在しております。また、山頂付近には、古墳が存在しており、歴史とふれあうことのできる公園の計画といたしております。

今回の都市計画区域の変更に直接関係はございませんけれども、寺山の残り北半分は、根の谷川の河川改修に伴う県立可部高等学校の移転場所となっております。

次に、総合公園を寺山に計画するに至った経緯について御説明いたします。

先ほど申し上げましたが、広島市では都市住民全般の総合的な利用に供する目的で設ける「総合公園」を、各区一ヶ所をベースに整備することを計画しており、総合公園が未整備である安佐北区で適地の検討を行ってきました。

一方、寺山につきましては、可部町時代から公園・緑地としての整備が検討されてきたという経緯がございます。昭和47年度に旧可部町が広島市と合併した当時「広島市・可部町合併協定書」で定められた「広島市・可部町合併建設計画書」に、寺山から虹山団地にかけての可部の東西を横切る中央緑地軸の整備が掲げられ、その一部として寺山が位置づけられております。

さらには、昭和47年度に国と広島県において、根の谷川河川改修事業に伴う県立可部高校の移転の検討がはじまり、平成6年度に高校の寺山地区への移転の方針が具体化しております。広島市におきましても、これに併せて寺山公園を同時に整備していこうということになったものでございます。

現在の可部高校の敷地がこちらになります。改修しています根の谷川はこちらでございます。河川改修により高校の敷地部分が削られることから、こちらの寺山に県立可部高校を移転する計画となっております。

こうしたことを踏まえ可部町上原の寺山について、総合公園の適地としての検討を行った結果、市街地の中に良好な緑地として島状に残されているという恵まれた自然環境を有し、市街地からのアクセスの利便性が高いという立地条件や、区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供するための総合公園として必要な10ヘクタール以上の面積が確保できるという規模条件など、総合公園としての要件を満たし、さらに歴史的な資源が数多くあり、こうした地域資源の活用が可能であることなどから、総合公園として都市計画決定し、整備することといたしております。

次に、寺山での公園区域の選定について御説明させていただきます。

区域の選定条件としましては、良好な自然環境を有することと、歴史性を感じることができる区域であることを条件としております。

自然環境を有していることについて検討しますと、南側の小山部分が寺山の最も高い部分で眺望がよく、自然度が高く、寺山山頂部に至る踏み分け道が4ルートあり、寺山の中でも特に樹林として近隣住民に親しまれていることが分かりました。

次に、歴史性を感じることができる区域について検討いたしますと、寺山の南側周辺に、上原観音堂、耳観音、舟ヶ谷観音、摩崖仏、稲荷神社等の歴史的な施設が数多くある上、散策路を整備すれば、各施設を複合的に結んで一体的な利用が行えます。

また、オレンジ色に網かけをしております部分が、今回、県立可部高等学校の造成に併せまして、寺山の谷部分に盛土を行うことにより平場部分を確保することができる場所でございます。総合公園としてスポーツ・レクリエーション等の利用が可能となります。

これらのことから、寺山の南側の部分を都市計画公園の区域とすることといたしました。

こちらは今回の計画図でございます。寺山の南半分を都市計画公園として計画決定しようとするもので、今回決定する面積は、約10.4ヘクタールでございます。

次に、公園へのアクセスについて御説明をさせていただきます。

こちらは寺山公園の平面図です。赤い線が、次の議案としています都市計画道路可部大毛寺線からの進入路の部分でございます。進入路につきましては、一般道に直接取り付けることができること、既存の交差点に集約できること、全体の造成の切土、盛土の量のバランスがほぼとれること、森林が数多く残ることなどから、この位置に計画をしております。また、この道路は、県立可部高等学校への進入路としての機能も持っております。

歩行者につきましては、可部大毛寺線からの進入路のほかに、水色の線で示します根の谷川の側道からの階段、オレンジ色で示します散策道などを使ってアクセスすることができます。

続きまして、今回の都市計画決定の内容ではございませんが、参考といたしまして、公園の整備計画の概要を御説明させていただきます。

先ほど申しあげましたとおり、「総合公園」とは、都市住民全般の総合的な利用に供することが公園整備の基本的な考え方でございます。

今回の寺山公園につきましては、地域性のある、使う人の視点をより重視した利用しやすい公園とするため、区の魅力づくり事業としまして、地元住民の方々により公園の整備

計画を立案していただき、ワークショップを開催しております。ワークショップの参加者は「区報あさきた」で募集しまして、計6回意見交換などを行っております。ワークショップは、地元の小学生や保護者へのアンケート調査や史跡巡りなどのイベントを行って、公園の利用についての共通イメージを作っていただき、テーマごとに検討した結果を提案していただくという方法で行っております。

このワークショップでの主な提案は、こちらになります。多目的広場でソフトボールがしたい、遊具などもあり自然の中で子どもが自由に遊べる場としてプレイパークを整備してほしい、研修室がほしいなどがございます。これらの提案を反映した上で、今回の整備計画を策定しております。

それでは、公園の整備の考え方を御説明いたします。

「可部・自然と歴史の丘」をテーマとし、「人々が集い、可部盆地の自然や歴史・文化にふれ、ともに学び、新しい発見のできる出会いの丘」というコンセプトとしております。

それに従いまして、具体的には、一番目に、寺山の特色ある教材を使った自然環境の場、歴史文化とのふれあいの環境教育の場としての公園、二番目に、健康と福祉に貢献できる公園、三番目に、防災機能を有する公園という考え方で整備をすることとしております。

まず、寺山の特色ある教材を使った環境教育の場としては、良好な眺望のある山頂付近の眺望広場、高校との緩衝緑地帯としての機能を併せ持ったプレイパークを計画しているほか、緑地部分を市民の森として植樹や里山管理活動等の市民参加による森作りの場として活用することを計画しております。

また、歴史・文化とのふれあいの場としましては、山の周辺に散在する歴史的建造物や遺跡を連絡する散策路、発掘文化財や可部の産業の解説等を展示できる管理棟、地元の特産物である鋳物を使った公園施設、ヤママユの飼育林などを計画しております。

また、地域間・世代間の交流等のコミュニティー活動に使うことができる多目的ステージも計画しております。

次に、健康と福祉に貢献できる公園の整備としましては、高齢者や障害者も公園に安心して訪れ、利用ができますユニバーサルデザインによるスロープや手すりなどの施設、スポーツやイベントにより、日常生活における健康づくり・体力づくりができる多目的広場、生涯学習活動を通じて市民どうしの交流が図れる管理棟内の研修室を計画しております。

防災機能を有する公園の整備としましては、災害時の広域非難場所に必要な施設としまして耐震性防火水槽や、消防用防災行政無線の設置を計画しております。

また、仮設テント等の設置が可能な空間として多目的広場を利用することも計画しております。以上が公園の整備計画の概要でございます。

また、今回は公園区域内に遺跡があることから、平成12年度に確認調査を行っております。これは確認調査時の写真でございます。これが可部寺山第2号古墳、これが可部寺山第1号古墳でございます。平成14年度と15年度に埋蔵文化財発掘調査をすることとしております。こちらは確認調査時に出土いたしましたガラス玉と鉄釘でございます。

発掘調査の結果によって、古墳として公園に生かすことのできる部分は施設整備に生かし、公園の散策場所として、親しみやすい歴史空間とすることを予定しております。

また、生かすことが難しい部分につきましては、調査結果を記録保存し、管理棟に展示することを計画しております。

第1号議案公園の変更の寺山公園の追加の概要の説明は、以上でございます。

なお、この案件につきまして、平成14年7月15日から7月29日までの2週間、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただ今の第1号議案につきましての説明について、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員 最後の方の説明で、古墳等の予備的な発掘をして、今後平成15年ですかね、埋蔵文化財の発掘調査をして、ということでしたけど、これから本格的な発掘調査が行われるとしたら、極端にいうと何が出てくるか分からないわけですね。それで吉野ヶ里みたいなものが出てこないかも知れませんが、そういう意味では、調査が終わる前にそれは記録保存するというだけで、この公園計画を決定するというのは無理があるのではないかと思いますけれども、如何でしょう。

それが一点と、もう一つは、可部の高校の跡地利用は、これは議案とあまり関係ないですけれども、どうなるかちょっとお聞きしたい。

事務局(都市計画担当課長) 一点目でございます。古墳の話でございますけれども、平成12年度、13年度に調査をしております。それで、私どもが公共事業をする場合には、古墳が出たということであれば、広島市の教育委員会と協議の上、その結果を踏まえて対応していくということにしております。平成12年度、13年度に古墳が出てきた段階で、その調査の結果を踏まえて教育委員会と協議をしております。内容的には、盗掘の跡もございまして、既にかなり寂れているというか、形が残っていないような古墳になってお

ります。それから、文化財等、いろいろと指定をされておりますけれども、そういったものからも今回の場所は指定を外されているという状況もございます。結果で申しますと、教育委員会との協議の中で、この程度の古墳であれば記録保存が望ましいと、適当であるということになっておりますけれども、委員の御指摘もございます。これから調査をした段階で、公園でございますので、そういった文化的資源も生かしながらという整備も可能であるというふうに考えてございまして、一応、今回、区域を決めさせていただきますけれども、整備計画の中で、修正可能なものは修正していくということで、公園に文化的なものも取り込んだ公園としていきたいというふうに考えております。一点目は以上です。

委員 ちょっと追加。今のお話で分かったので、切土や盛土をする部分がありますよね。かなり歴史のある丘じゃないかと思うんですけれども、かなり見事に造成して切土して盛土しているわけで、そういう意味でも、失われた緑とか自然環境に対する一種の何というか、ミティゲーションのようなことを考えて、これからの発掘と具体的な公園の計画を考えていただきたいというのが、私の趣旨であります。

切土の部分と盛土の部分の予備調査も済んだわけですか。

事務局（都市計画担当課長） そうです。しております。全体的に申しますと、公園区域を10割としましたら、その内の約6割はそのまま森林として残すという計画にしております。約4割について、造成等で人工的に突っつくわけですけれども、そのうち2割は残すと、だから、計8割は、残すというか植樹をして、委員が言われるミティゲーション、ちょっと言葉が違うかも知れませんが、それで回復していくということで、全体の8割を自然の形で将来に残していきたいというふうに考えてございます。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 実は、ここへ御出席の方々と同じように、私は広島のまち大好き人間の一人でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

今回のこの書類を頂戴しまして、実はこの寺山公園の凡例のところを見てまいりますと、非常に御熱心にこまごまとした管理棟であるとか、歩道橋であるとかいろいろなものが表示されておりますが、私が実のところ期待しておりました照明というものが全くこの中にはありません。公園というものは、昼だけのものというふうな捉え方がされているのではなかろうかというふうな感じがいたします。

実は、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、99年の終わりの中央の新聞でしたが、フランスのルモンドの記者が、我々は、日本にはあらゆる面で追い越されて

おると。しかし、一つだけ日本より我が国のほうが断然すばらしいものがあると。これは照明であると。特に都市照明であると。非常に私は耳障りでショックを受けたわけですが、日本は照明後進国だとズバリ言うておりました。確かに、地方都市に行けば行くほど照明に対する認識は非常に希薄でございます。

私は、その問題について少し深く勉強してみますと、西欧には実にイルミネーションプラントという言葉があるようでございます。これは、先般亡くなった備前焼の藤原雄さんが言われまして、私が、「イルミネーションプラント、それはどういうものですか」と聞いてみましたら、西欧では都市の灯りというものは、設置するのではなくて植えるんだという考え方があるようでございます。灯りは植えると。だから、樹木を100本植えるのならば照明器具は100基以上は植えるんだと。

その典型的な例がパリの夜景でございます。すばらしい夜景、世界一の夜景であることは、皆さんご存じのとおりでございます。調べてみますと、パリは、96年の古い資料でございますが、私はもっと人口が多いのかなと思っておりましたら、実に218万人、広島約2倍程度の人口ですね。ところが、面積は105平方キロメートル。実に広島の14%、1割4分ほどしかない街ですね。ここに32万基の本格的な街路灯が設置されております。いわゆる灯りというものに対して、彼らは平和であるとか、文明であるとかというものと同じようなレベルで考えております。

ぜひ、この新しくできる寺山の公園は、広島でもモデルになるような照明を設置していただきたい。なにか照明が付け足しであるとか、道を作る、公園を作るなかでなにか第三次的なものであるとの考え方があるように、私は感じています。

もう一つ耳障りなことを。私は広島大好き人間としてパンチを受けております。2年ほど前に広島から撤退した世界的ブランドの洋服屋があります。基町の大型ビルから撤退しました。私も多少関係しておったものですから、なんでそんなに早く、3年間も持たなかったのかと。すると実は、広島の街は、暗いんだと。夜は商売が効かんのだと。街全体が暗いからお客が夜来てくれないなんだと。夜売れる店は、昼も売れるんだよと。聞いてみると、今日現在も出店しておる博多、あるいは我々と同類の仙台のお店は繁盛しております。撤退しておりません。イチローが野球をしておりますあのセ・フコフィールドにどでかい看板を出しておるメーカーでございます。

その部長級の方でございますが、なんでそうやって出て行くんだと聞くと、ズバリ、広島は5時までシティーだと。5時までは非常にいい街なんだけれども、いわゆる5時以降

は街にお客が来てくれないんだと。これは民間が努力しないといけない問題ですが、やはり街の灯りというものが非常に他都市と比べて少ないということズバリ言っておりました。私もその気になって、改めてあの地下街をまだ掘っておった時分ですが行ってみました。バスセンターへ入ってくるバス、紙屋町方面へ入ってくる電車、いわんやアストラムライン、6時以降はガラガラでございます。いわゆるファミリーがそれに乗って都心部へ入ってくるのが博多であり、仙台であり、横浜であり、そういったところです。もっともっと夜の街を繁盛させていただきたいと。

それには、先ほどの御説明の一等最初にありました国際平和文化の中の文化というものの中で灯りというのを、局長さんぜひですね、大きく今後スタンスを取っていただいて頑張ってくださいなあとというのが、一市民のお願いでございます。そういった意味で、寺山公園にはぜひ灯りというものがモデルケースになるようなものを建てていただきたい。聞いてみると、実に10ヘクタール強というと、広島市民球場の4.5倍ぐらいあるんですか、どでかいものです。それなのにこの中で灯りというものが付け足しだと言われるレベルではいけません。私はこれからの文化都市、平和都市、あるいは国際というものを挙げる以上は、灯りと平和、灯りと我々の市民の希望、これをミックスさせていただいて御努力をいただきたいと思えます。

長くなりましたが、会長さん、以上でございます。

会長 ただ今の御意見についていかがですか。

事務局（都市計画担当参事） 貴重な御意見ありがとうございました。都市と言いますと、都市活動の中で住み・働き・学ぶといったいろいろな機能がございまして、その機能に応じたそれぞれの施設がございまして、今回、提示させていただいております公園につきましては、公園のそれぞれの機能がございまして、公園の中でも、先ほど御説明しましたように広場とか、緑地とか、そういういろいろな機能を持ったものがございまして、今回は、その総合公園ということでございまして、賑わいとか魅力づくりとかというのは大切でございますけれども、公園としての魅力、そういったものを上げていくために、先ほどいろいろいただきました御意見にありました照明灯についても、防犯上の問題もございまして、楽しみのための照明というのもいろいろとあるでしょう。そこらについてはいろいろ研究してまいりたいと思えます。

照明計画につきましては、都市計画決定のエリアを決めていただいた上、その中で先ほど古墳等の話もございましたが、そういうものが調査等で明らかになった上で、先ほど言

いました全体の計画のコンセプトに基づいた照明のデザインとか、そういったことも配慮していききたいというふうに考えています。以上でございます。

会長 それとあと、先ほどの委員の質問の中に、可部高校の跡地利用というのがありましたが、その回答をしてください。

事務局（公園計画担当課長） 可部高校の跡地利用につきましては、ここは県有地ですが、まだはっきり決まってないという状況でありまして、今後その辺の検討を一緒に考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 今、小山のところには文化財がありましたですね、耳観音とかいろいろ。そういう文化財にポイントポイントとして散策路をいろいろ考えておられるんですけども、それぞれの文化財が、今、ただあるということだけを聞いただけですし、歴史的な価値ですよね、例えば、崩れてしまったというようなものがポツとあるのか、あるいはやはりこの地域にとって非常に重要なものなのか、そういうようなことと、あと、市民の森としてこれを今やっつけていかれるのですけれども、どのような特色があるのかということですね。それをちょっと教えていただければ。

事務局（都市計画担当課長） 説明の中でも申し上げましたけれども、この公園の整備は、地域住民の方、代表者の方ですけれどもワークショップをしております。その中で、今の史跡巡りとか、そういう散策等も行っておりまして、そういった価値につきましては、それらの中で報告されておるというふうに聞いております。そういったことで、それらを連絡する散策路が必要であるということで、ワークショップの中で提案をされております。現実的にどれだけの価値があるかというのは、密には調べておりませんが、地域資源として有効であるということに地域の方々が認識をされているということで考えております。

委員 市民の森ということなんですけれども、特色というのは、こういうふうな文化財、あるいは歴史を振り返るような、そういうふうな意味合いの市民の森としての位置づけなのか。ただ、ここに山がある、ただ川があるというだけで。

事務局（都市計画担当課長） 前回、絵下山公園のときにも御審議をいただきましたけれども、市民が育てるという形で、里山の管理活動という表現で、今回は説明をさせていただきましたけれども、下草を刈ったり、そういった維持管理活動等を行える空間ということでイメージをしております。

その仕組みにつきましては、今後ワークショップをしていただきましたボランティアの方々等を中心にしまして、そういう組織づくりにも努めていきたいというふうに思っております。

会長 他にございませんか。

委員 実は、私の子どもは今小学4年生なのですが、車椅子に乗っております。未熟児で生まれまして、昔だったら助からなかった子どもが今助かるようになって、まさか自分がそういう車椅子の子どもの親になるとは思ってなかったんですが、そうなってみて街に出て初めて、ああすごく不便だなと思うことがたくさんあります。

先ほど、整備のところ福祉についてのお話が少しあって、ユニバーサルデザインという言葉が出てきてすごく安心したんですが、一つ一つの、例えば、歩道のアスファルトの素材一つをとっても、素材によっては車椅子やベビーカーでは押しにくいとか、そういうところまで都市計画の中で考えていただいていないんじゃないかなと思って、本当にそういう身をもって経験して初めて分かることを、私は声を大にして言っていく使命があるのかなと思ってここにまいりました。

それで、例えば、市内の女学院高校のところ、熾町のところから縮景園のところからずっと中央通りというんですかね、あそこに歩道があるんですが、全部一見見たらすごくおしゃれな歩道です。レンガとそれから小さいタイルのようなものでずっと敷き詰められています。わが子が生まれるまでは何も考えてなかったです。おしゃれな街だなあと思っていました。広島には、転勤で来たのですが、ベビーカーを押して、あの辺りを歩いてみると、ベビーカーって車輪がすごく小さいのでガタガタガタガタするんですね。今は車椅子なので、まだベビーカーよりは楽なんです。だから、結局、小さい赤ちゃんからお年寄り、車椅子のお年寄りまで歩きづらい街並みが広島市内の街並みだと思うんです。まだ、全部の街の中を車椅子を押して点検したことはないのですが、どことどこがというのは分かりませんが、ほとんど市街地がそういうふうになっています。一見おしゃれなんです。それが果たして本当に使う市民にとって、人にとって優しい街なのかなというところを、素材一つ一つも考えながら、これからアスファルトなども検討していただけたらありがたいなと思います。

それから、ユニバーサルデザインということが出ましたけれども、今、もう世界はバリアフリーではなくってユニバーサルデザインの時代ですよね。国営の備北丘陵公園は、ユニバーサルデザインの総合遊具があります。そこだと全部の遊具はうちの子は使えません

けれども、途中まで車椅子のまま上がることができるんです。そうしたら、他の子どもたちと一緒にその遊具で、木製の遊具で途中まで行って、そこからすべり台を滑ったりすることができるんです。だから、今から新たに出来る公園には、全てそういうユニバーサルデザインのコンセプトを入れた遊具を設置するということも考えていただけたらなとすごく思っています。

もう一つは、うちの子はもう大きいですから必要ないんですが、地域で子育て支援のちょっとしたボランティアをしております、小さい子どもさんとかと接することがあります。備北丘陵公園の広い芝生の真ん中には研修棟がありまして、その二階にちゃんと広い授乳室があります。そこは授乳してオムツも替えられるかなり広いスペースが取っております。だから、せっかく研修棟の中に研修室とかができるのであれば、その一角をそういうスペースとして作ってはいかがでしょうか。今、日本は少子化ということがすごく言われてます。やはり小さい子どもを育てていくということが、すごく難しい世の中じゃないかなと思います。誰がこの公園を使うのかなあと思ったら、一番使われるのは地域の方でしょうけれども、小さい子どもさんを連れて、兄弟で遊びに行くというケースもあると思うんですね。そうしたら、どうしてもちっちゃい方の子どもさん、赤ちゃんがいても上の子を遊ばせたいという思いで出掛けられるときに、出掛けやすい機能がそろった場所というのはすごく大事だと思います。だから、そのスペースも授乳室というんじゃなくて多目的室という感じでもいいです。今、市内では多目的トイレはかなりもう普及しています。そのような施設もこの公園だけではなくて、これからの都市計画でできる施設整備の中にどんどん入れていっていただきたいなと。寺山公園は自然がすごくいい場所らしいので、お年寄りも連れて出られる場所になればいいと思います。うち主人の母も車椅子なんですが、やはり連れて出にくいんですね。だから、やっぱり車椅子に乗ってお年寄りも散歩できる、出やすい、優しい公園であってほしいなと。今からどうせできるのであれば、そこを考えて優しい公園にしていっていただきたいなあと、切に一市民として願っております。よろしくをお願いします。

事務局（都市計画局参事） ありがとうございます。今後の我が国は少子高齢化の時代でございますので、子どもからお年寄りまで、安全に楽しく使えるような都市施設に全てなるように努力してまいりたいというふうに考えております。

会長 他にはございませんでしょうか。

ないようでしたら、第1号議案につきましては、原案どおりの都市計画とすることを適

当と認める旨を市長へ答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。

続きまして、第2号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画担当課長） 続きまして、第2号議案都市計画道路可部大毛寺線の変更について御説明をいたします。

本案件は、先ほど御説明をいたしました「寺山公園」への進入路を当該路線に接続する計画としたため、その交差点部における安全・円滑な交通処理を行うために区域の変更を行うものでございます。本件は広島市決定に係る案件でございます。

可部大毛寺線は、安佐北区可部東二丁目の都市計画道路高陽可部線との交差点部を起点といたしまして、本市北部の地域拠点である可部地区の中心市街地を東西に通過し、安佐北区亀山九丁目の都市計画道路可部浜田線（国道191号）との交差点に至る全長約5,100m、代表幅員12mの幹線道路でございます。本市では本路線を、根の谷川で分断されており、可部地区中心市街地と上原地区のネットワークの強化及び良好な市街地形成に資するとともに、広域避難路や緊急輸送道路としての機能を果たす重要な路線として位置づけ、整備を進めております。

整備状況といたしましては、計画延長約5,100mのうち、国道54号との交差点の東、約200mの位置にある可部町商工会館から終点部までの約3,400mの区間は既に整備が終了しております。

これは、整備済である可部中心市街地における現況写真でございます。国道54号交差点から西側終点部方向を望んでおります。正面に見えています道路標識の先が国道54号可部バイパスとの交差点でございます。

次に、終点部におけます現況写真を示します。当該箇所も整備済でございます、正面に見えますのは都市計画道路可部浜田線（国道191号）との接続部でございます。

可部町商工会館から起点部までの約1,700mの区間は現在未整備となっておりますが、これを拡大図で説明いたします。

可部町商工会館から可部火葬場入口までの区間約580mにつきましては、平成10年代後半の完成を目途に事業を進めており、さらに、火葬場入口から先ほど御説明いたしました寺山公園入口までの区間約620mについては、都市計画変更の手続き後、今年度に都市計画事業認可を取得し、寺山公園の整備スケジュールを踏まえ、事業に着手したいという

ふうにご考えてございます。

残りの高陽可部線への接続区間約500mは、可部の中心市街地と高陽地区の交通利便性を大きく向上させるものでございまして、寺山公園の入口までの区間に引き続き、整備に着手してまいりたいというふうにご考えてございます。

それでは、今回の変更内容について御説明をいたします。

変更箇所は1箇所約400mの区間で、変更内容といたしましては、全部で2点でございます。

1点目の変更は、寺山公園への進入路を本路線に接続することに伴い、交通の円滑性及び安全性を確保するために一部区域の変更を行うものでございます。寺山公園への接続道路は、先ほども御説明しましたように、機能性及び施工性等からこの位置を選定しております。このため、寺山公園への円滑な進入及び本線交通の安全な処理を図る目的で、新たに右折車線を設置するものでございます。また、寺山公園への進入路を集約設置した当該交差点において、寺山公園とは反対側に可部第一東亜ハイツ進入路及び市道安佐北区3区64号線が本路線と近接しており、交差点部における接続道路の数が本路線を含めて当初の4路線から5路線に増加することにより安全性が低下いたします。このため、本路線の線形の見直しを行い、当該交差点における安全性、円滑性を確保するものでございます。

これは、以上の変更による新旧対照図でございます。赤色が追加する区域、黄色が削除する区域となっております。

2点目の変更内容は、「車線の数」の追記でございます。議案書の9ページにも記載しておりますが、都市計画法施行令及び施行規則が平成10年11月に改正されたことに伴い、「車線の数」を都市計画に定めることとなっております。このことから、今回、計画書に「車線の数」として「2車線」を追記するものでございます。

以上、第2号議案の道路の変更につきまして御説明させていただきました。

当該案件につきましては、平成14年7月15日から7月29日までの2週間の間、案の縦覧を行った結果、意見書の提出はございませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただ今の第2号議案の説明につきまして、御意見等はございませんでしょうか。

会長 特に御意見もないようでございますので、第2号議案につきましては、原案どおりの都市計画とすることを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうござい

ますでしょうか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。

最後になりましたが、「その他」といたしまして、事務局より報告事項があるようございますので、お願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） それでは、「その他」としまして、まず、「建築基準法等の一部を改正する法律」について御説明をさせていただきます。お手元に資料3としまして、色刷りの資料を配布しておりますので、これを御覧いただきながら説明を聞いていただきたいというふうに思います。

まず、今回の法改正でございますが、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する合理的・機動的な建築・都市計画制限を行うため、まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設、建築物の形態規制の合理化、地区計画等の見直し、シックハウス対策のための規制の導入等、所要の改正が行われたものでございます。

本法は、本年7月12日に公布されまして、シックハウス対策のための規制の導入については公布から1年以内に、それ以外については公布から6ヶ月以内において、かつ、政令で定める日から施行されますということになっております。

改正の項目は、下ほどにございます5点でございます。

一点目といたしまして、都市計画法関係でございますが、「まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設」でございます。

二点目といたしまして、都市計画法及び建築基準法関係でございます、「用途地域における容積率等の選択肢の拡充」でございます。

三点目といたしましては、建築基準法関係でございます、「容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入」でございます。

四点目といたしましては、都市計画法及び建築基準法関係で、「地区計画制度の見直し」でございます。

五点目といたしまして、建築基準法関係でございます、「シックハウス対策のための規制の導入」でございます。

以上が、改正の項目でございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

各改正の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、一点目の「まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設」でございます。都市計画法関係でございますが、住民等の自主的なまちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の、かつ、一体的な土地について、土地所有者等の2 / 3以上の同意を得て、都市計画の提案ができることとされたものでございます。この提案が行われたときは、市は遅滞なく、当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないとされております。

また、市はその提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしようとするときは、当該都市計画の案を本都市計画審議会に付議する際に、住民から出されました当該提案を提出しなければならないものとされております。

なお、市は、その提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、これも遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知することとなっております。その際、あらかじめ、本都市計画審議会に当該提案を提出し、その意見を聴かなければならないということになっております。

次に、二番目の「用途地域における容積率等の選択肢の拡充」でございます。都市計画法及び建築基準法関係でございます。地域ごとのまちづくりの多様な課題であります商業・業務地の高度利用、都心居住の促進、密集市街地の建替え促進、ミニ開発等の防止等に適切に対応できるようにするために、容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充が図られております。

容積率制限では、中高層住居専用地域におきましては、300%までとされておりましたが、新たに400%及び500%が追加され、商業地域におきましては、1000%までとされておりましたが、新たに1100%、1200%及び1300%が追加されております。

建ぺい率制限では第一種住居地域等におきましては、60%のみとされておりましたが、新たに50%及び80%が追加されております。敷地規模制限としまして、低層住居専用地域のみ適用が可能とされておりましたが、新たに全用途地域での適用が可能となっております。日影制限におきましては、低層住居専用地域以外におきましては、2階窓を想定しまして日影測定面高さ4mのみとされておりましたが、3階窓を想定いたしまして日影測定面高さ6.5mが選択肢として追加をされております。

このうち、建ぺい率制限の選択肢の拡充につきましては、これまで建築基準法において

一つの用途地域に一つの選択肢しか認められていなかった地域につきましては、都市計画において何も記載されておりませんでした。今回の改正によりまして、選択肢が増えたことから、都市計画において制限率を新たに指定する必要性が生じております。この件につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。

三点目の「容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入」、これは建築基準法関係でございますが、一定の敷地面積・空地割合を確保して市街地環境の整備改善に資する建築物につきまして、建築審査会の同意を得て行う特定行政庁の許可による容積率制限等を緩和する制度を総合設計制度と申しておりますが、その審査基準を定型化し、建築審査会の同意を得て行う特定行政庁の許可を経ずに、建築確認の手続きだけで容積率制限等を迅速に緩和できる制度が導入されるものでございます。

左側に概念図をお示ししておりますが、一定規模以上の敷地が確保され、道路側を中心に一定規模以上の空地を確保した住宅系建築物について、指定容積率の1.5倍以下で、容積率制限を緩和するものでございます。この件につきましても、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

右側に概念図をお示ししておりますのは、敷地に対して間口を絞って採光等を確保した場合、道路斜線制限を適用しないものとするものでございます。また、複数棟からなる開発プロジェクトを円滑・迅速に実現するため、先ほどの総合設計制度と一体的に設計される複数の建築物につきましては、特定行政庁の認定により、一つの敷地にあるものとみなして容積率制限等を合理化する一団地認定制度の手続きを一本化するものでございます。

次に、四点目の「地区計画制度の見直し」でございます。都市計画法及び建築基準法関係でございますけれども、現行の地区計画制度を整理・合理化し、一つの地区計画で、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和・強化できる、分かりやすい、かつ、使いやすい制度とするものでございます。

次に、五点目の「シックハウス対策のための規制の導入」でございます。建築基準法関係でございますけれども、シックハウスとは、室内の空気汚染が原因で起こる健康障害のことでございます。この対策として、居室におきまして、白アリ駆除剤として木造住宅の床下等に使用されておりますクロルピリホスを発散するおそれのある建築材料の使用が禁止されます。また、刺激臭のある気体で合板等から発散するおそれのあるホルムアルデヒドの使用の制限等を行うとともに、気密性の低い在来木造住宅等を除きまして、換気設

備の設置を義務付けるというものでございます。

以上が法改正の概要でございます。

それでは、続いて、後ほど御説明いたしますと申し上げました2点につきまして、順次、説明をさせていただきます。1ページ目を御覧いただきたいと思います。

下側の表の備考欄に「施行日までに対応する必要あり」と記述しております「用途地域における容積率等の選択肢の拡充」のうち、都市計画で定めることとなっております建ぺい率制限の内容及び今後の手続きにつきまして、御説明をさせていただきます。その後で、建築指導課のほうから「容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入」につきましても、詳細に説明をさせていただきます。

まず、建ぺい率制限について御説明をいたします。恐れ入りますが、4ページをお開きください。

用途地域における現行の建ぺい率の数值は、近隣商業地域及び商業地域では80%、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域では60%のみでございます。一方、実際の市街地におきまして、これらの用途地域におきましては、現行の選択肢では地域の特性に十分対応できない事例が顕著化しているとの理由から、用途地域内における各地域の特性を適切に反映した多様な建ぺい率の指定ができるよう、都市計画で定める建ぺい率の数值の追加がなされたものでございます。

現行及び改正後の建ぺい率につきましては、改正内容として表にお示しをしておりますけれども、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域におきましては、変更がございません。次に、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域におきましては、60%に加えまして50%、80%がそれぞれ追加されております。近隣商業地域におきましては、80%に加えまして60%が追加されております。商業地域におきましては、変更がございません。準工業地域におきましては、60%に加えまして50%、80%が追加されております。工業地域におきましては、60%に加え50%が追加されております。工業専用地域におきましては、変更がございません。

本市では、地域の実状を踏まえ、必要に応じて、これらの選択肢の活用を検討していきたいというふう考えております。しかしながら、当法律は7月12日に公布をされまして、6ヶ月以内に施行されるということになっておりますので、先ほども申し上げましたように、表において着色をしています用途地域につきましては、どの建ぺい率かを都市計

画において定める必要がございます。このため本市では、広島県の対応方針も参考しておりますけれども、施行日までに必ず対応しなければならないという時間的な制約上、現行建ぺい率をそのまま移行し、都市計画決定しようと考えております。

では、具体的な都市計画決定の手続きについて御説明をいたします。5ページを恐れ入りますが、お開きください。

建ぺい率の都市計画決定権は本市にございます。左側にお示しをしておりますのが、標準のフローでございます。右にお示しをしておりますのが、今回予定をしておりますフローでございます。左の標準フローでは、都市計画案について県知事及び国土交通大臣と下協議を行い、公聴会及び説明会を開催することとなっておりますが、中国地方整備局及び広島県との調整に基づきまして、広島県から「現行建ぺい率をそのまま移行し都市計画決定するのであれば、県知事及び国土交通大臣との下協議は任意とする。」「公聴会及び説明会の開催は省略する。」との取扱方針が出されております。これによりまして、今回は右のフローに示しておりますとおり処理してまいりたいというふうに考えております。

なお、広島県における県内の建ぺい率の都市計画決定も、時間的な制約上現行建ぺい率をそのまま移行するというところで聞いております。その案の縦覧につきましては、今月の9日から行っておるというところでございます。

また、法律が公布された7月12日から6ヶ月以内の施行に合わせて都市計画決定の告示を行う必要があるということから、逆算しまして、案の公告・縦覧を11月上旬までに行い、12月の最初頃に予定をしております第10回、次回の本都市計画審議会に付議させていただき、県知事の意見を聴取し、国土交通大臣の同意をいただいたうえで、施行日までに告示できるよう手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、引き続きまして、建築指導課のほうから「容積率制限を迅速に緩和する制度についての対応」について、説明をいたします。

事務局（建築指導課長） それでは、先ほどの改正項目の三点目にございました「容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入」、これのうち、本都市計画審議会に密接な関係がございます容積率制限の緩和につきまして御説明いたします。6ページをお開きください。

改正の概要につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございますが、今回の改正は、マンションなどの住宅系の建築物につきまして、その容積率の制限を、最大で1.5倍まで緩和しようとするものでございます。

この緩和制度を適用するに当たりましては、緩和の対象となる敷地の規模、あるいは空

地の規模、また建築物におけます住宅が占める割合や、この割合に応じまして緩和する率を算定する方法などの詳細な基準が施行令で定められることとなっておりますが、現時点におきましては、まだ制定されていない状況でございます。

また、この緩和の対象となります地域といたしましては、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、それと準工業地域とされておりまして、本市におきましては、約 8,950 ヘクタールが緩和の対象地域となります。

なお、この緩和制度の運用に当たりまして、特定行政庁は、都市計画審議会の議を経たうえで、緩和された容積率を低減する区域と低減する数値、これを指定することができることとなっております。

また、緩和を全く適用しない、緩和の適用を除外する区域、これを指定できることともなっております。

今回の法改正への対応でございますが、この法改正が規制緩和を原則としながらも、特定行政庁が、それぞれの地域の状況等に応じまして、緩和を制限することも可能とされておりますことから、本市といたしましても、この制度の運用方針を明確にすることが必要と考えておりまして、今後制定されます施行令の内容を踏まえながら、今後の運用の方向性を検討することといたしております。

なお、法で定められております緩和の内容に制限を加える場合におきましては、ただ今、御説明いたしましたように、本都市計画審議会に付議させていただくということとなりますので、その節はよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

事務局（都市計画担当課長） それでは、続きまして、「その他」の2項目の説明に移らせていただきます。前ほどのスクリーンを御覧いただきたいと思っております。

「第4回都市計画総合見直し」についての御報告をさせていただきます。お手元に資料4として配布をしておりますけれども、後ほど御覧いただきたいと思っております。

本年2月1日に開催をいたしました当審議会におきまして、現在取り組んでおります「第4回都市計画総合見直し」について、第1回目の報告といたしまして、基本的な考え方や方針、スケジュールなどにつきまして説明をさせていただいたところでございますが、もう一度簡単に説明させていただきます。

都市計画の総合見直しは、人口規模、土地利用や市街地の動向、計画的な市街地整備の状況などの都市計画に関する基礎調査等に基づく都市の現状を踏まえまして、目指すべき

都市像の実現を図るために行うもので、都市計画区域の拡大、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域、地区計画、防火地域・準防火地域の5つの都市計画について総合的に見直しを行うものでございます。

この中で、都市計画区域の拡大と区域区分については県決定、用途地域など3項目につきましては市決定となっております。

昭和46年の当初決定から平成7年度までの間に3回の総合見直しを実施しておりまして、今回で4回目となるものでございます。

見直しの基本的な考えといたしましては、都市計画区域の拡大は全市域への拡大を最終目標といたしまして、新しい都市計画制度の紹介・説明を行うなど、地域の住民との話し合いを進め、都市計画について理解を得るべく段階的な取り組みをしております。要望のある地域や現行の都市計画制度で概ね理解が得られる地域を対象に都市計画区域の拡大をしたいと考えております。区域区分については、土地利用の現況や開発の動向、将来の見通しなどを踏まえながら見直すこととしており、用途地域等につきましては、『第4次広島市基本計画』や『広島市の都市計画に関する基本的な方針』などに掲げております都市づくりの実現や都市基盤整備状況、土地利用動向等に対応した見直しを行うこととしております。

総合見直しのスケジュールにつきましては、平成14年度末の決定を目標にしていますが、一昨年度改正をされております都市計画法の施行に伴い、広島県におきまして、都市計画区域マスタープランを作成することとなったことから、これとの時期的な調整を図る必要があるため、平成15年にずれ込むことも考えられますと、こういったことを前回報告させていただきました。

このうちスケジュールにつきまして、今年の6月に広島県から、平成16年5月を目標に都市計画区域マスタープランを作成しており、これと時期的な調整を図りながら総合見直しに取り組むという新たなスケジュールが示されたため、平成15年度にずれ込むことが確実になったというのが変更点でございます。

こうした中、本市といたしましては、市が決定することができる用途地域等の見直しの中で、都心の幹線道路沿道にある建替え時期を迎えた建築物の建替え更新や都市計画道路が整備された沿道地区などの土地利用の動向に対応して、迅速に対応することは、良好な市街地に誘導できる絶好の機会であり、また、民間の事業活力を引き出し、街の活性化に結びつくことが期待できることから、総合見直しに先行して用途地域等の見直しを実施し

てまいりたいと考えております。

このたびの見直しは、位置図にあります28ヶ所を予定をしております。

まず、紙屋町から広島駅までの相生通りなどの沿道に、建替え時期を迎えた建築物が多く、防災性能の向上など機能更新を早急に図る必要があることから、都心及び拠点地区の機能強化といたしまして、都心の相生通り沿道を対象に、容積率をアップし、建替えを誘導したいと考えております。また、拠点地区であります商工センターにおきましては、アルパーク周辺に進出しております商業・業務系の施設を集積し、拠点としての機能を強化する必要があることから、近隣商業地域などへの変更を考えております。

次に、都市基盤整備状況に対応した見直しでございますが、整備済の石内バイパス沿道の石内地区や霞庚午線と中広宇品線沿道の皆実・翠地区、宇品東地区などは、交通量も増加しておりまして、商業系施設も建ち並び始めていることから、早急に土地利用の誘導を図る必要があります。このため、近隣商業地域に変更したいと考えております。

次に、民間の土地利用計画でございますけれども、大学の整備計画がある安東地区などにつきまして、プロジェクトが地域の活性化や利便性を向上するなど地域にとって効果的であり、実現性の高いものから用途地域を見直していきたいと考えております。

なお、地区計画と防火地域・準防火地域の見直しについては、用途地域を見直すことに伴うもので、例に挙げますと、都市計画道路の沿道を近隣商業地域に変更する地域を対象に、建築物の不燃化を促進し、都市の防災機能の強化を図るため、準防火地域に指定するといった内容となっております。

現在までに、これらの見直しに関する素案を作成をいたしまして、広島県や国土交通省と基本的な事項についての協議を終えております。この後、10月のはじめ頃から地元説明会を開催していきたいと考えております。

説明会の後、素案の閲覧・公聴会と手続きを進めまして、平成15年度の早期に都市計画変更を行いたいということでございます。その際には、本審議会に議案として提出をさせていただくということになります。

以上でございます。

最後でございますけれども、報告でございます。資料5としてお手元に配布をさせているものについて御説明をさせていただきます。

前回6月5日に本審議会でご審議いただいた案件は、広島市決定の都市計画公園絵下山公園の変更の1件でございます。

その後の状況でございますけれども、この案件につきましては、6月20日に都市計画の変更告示を行っております。また、デジタルテレビ塔建設工事においてギフチョウ及びサンヨウアオイの保全を図るため、7月9日には、事業者、学識経験者及び広島市からなる「絵下山公園デジタルテレビ塔建設事業に係る環境の保全に関する協議会」を設置いたしまして、第1回の協議会が開催されておるという状況でございます。

以上、前回の審議会で御審議いただきました案件の、その後の状況について御報告をさせていただきます。

以上でございます。

会長 ただ今の報告で、第1番目と第2番目、2点ございましたが、この件について御意見等ございましたらお願いいたします。

委員 これはやっぱり議案じゃないので、意見を述べるに止めておきたいと思いますが、容積率等の緩和なり選択肢の問題は、今後、具体的な対応策が講じられるというふうに聞いてますので、それはそれで期待したいと思いますが、私、大変不安を感じているんですけれども、改正の概要の1番で、「まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設」というのは、大変いいと思うんですけれども、一方で、「土地所有者等の2 / 3以上の同意を得て」と書いてありますね。ここら辺りが大変気になるんです。実は、これも全然直接関係ありませんが、この6月に施行された都市再生特別措置法というのが4大都市ですけれども、その中で、緊急整備地域の指定を行うと、2 / 3の住民の賛成で事業ができるんですよね。そうすると、あとの1 / 3は立ち退くほかないという、それは成熟化社会にとっては信じられないような事態になりかねない。全部なるというわけじゃないんですけれども。そういう意味で、本当に市民主体の都市計画とか街づくりをやっていくときに、こういう制度だけでいいのかどうかという問題が、私、非常に大きな課題として残されていると思いますので、今後、広島市が具体的に関係地域の土地利用等の調査・考察を行い、必要に応じた改正を行う予定であるとかというふうに出ていますので、その辺、あるいは6ページに、方向性とかというのが出ているわけで、その辺の具体的な内容検討にあたっては、広島市の独自性を、あるいはもうちょっと、ちょっと上手い表現ができないんですけれども、もう少し実質的な市民参加が行われるような制度なり運用を考えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

特に御返事は結構です。

会長 他にございませんでしょうか。ないようでございますので、以上で、本日の審議

会を終了いたしたいと思います。

今日は、大変お忙しい中御審議いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、審議会を閉会いたします。